

事業系廃棄物と家庭ごみ



ごみを出してきます。黄色い袋をください。

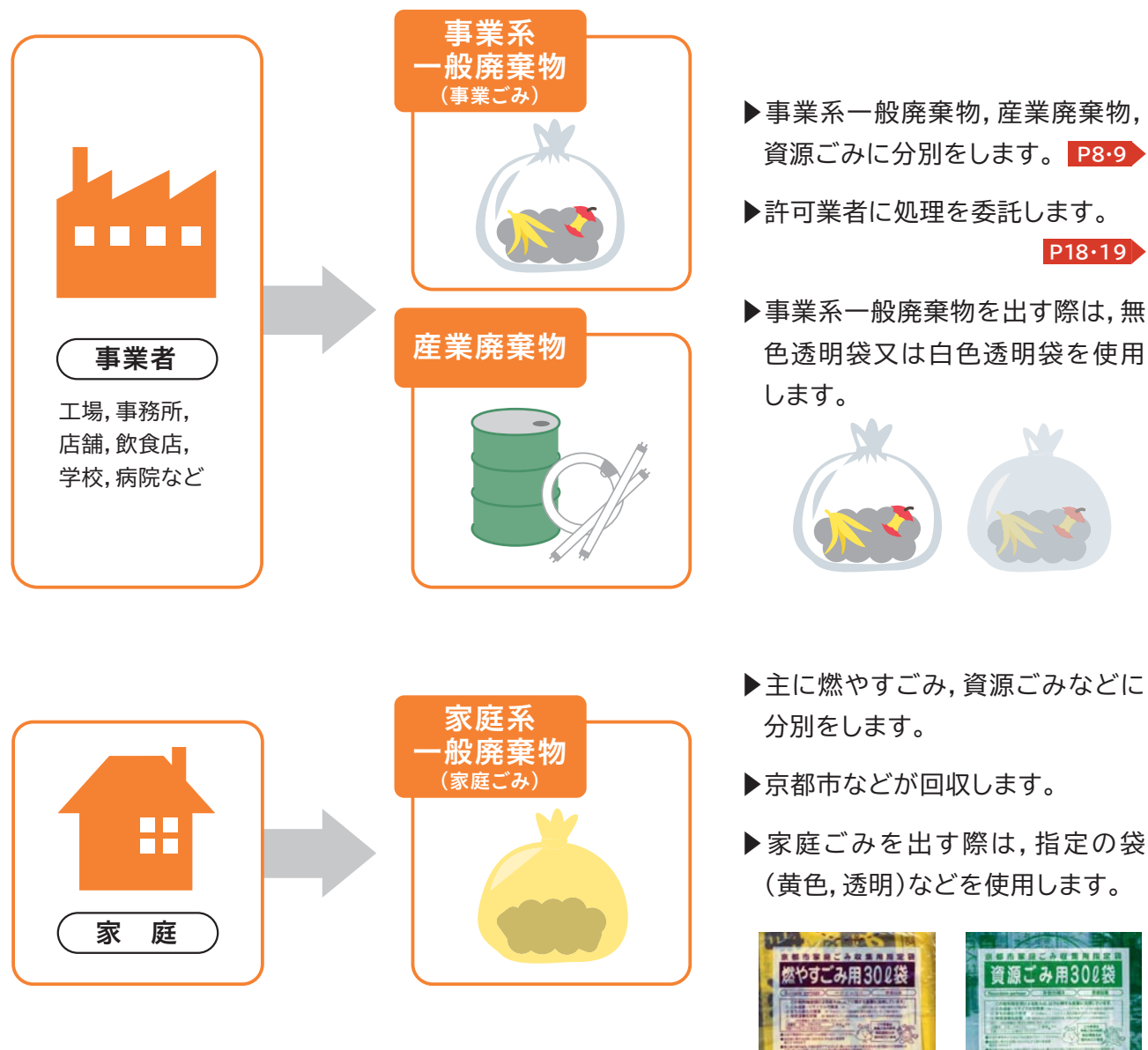
黄色い袋は使えないわよ。家庭ごみと事業系廃棄物の違いを教えるわね。



事業系廃棄物と家庭ごみの違い

廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった、固形状又は液状のものをいいます。



事業系廃棄物の主な分類

「事業系廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた全てのごみを指します。

事業活動には、商店、会社、飲食店、工場等による営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁等による公共サービスなど、事業所が行う全ての活動が含まれます。

事務所から出るごみにも、いろんな種類があるんですね。



事業系一般廃棄物 (事業ごみ)

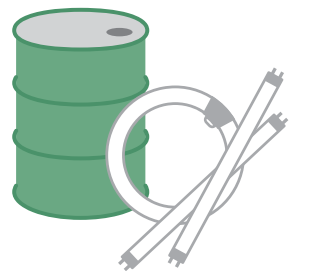
事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。例えば、食べ残した物やリサイクルできない紙などが該当します。



産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に基づいて定められた21種類のものをいいます。

P6



資源ごみ

事業系廃棄物の中には、再生利用が可能なものが数多くありますので、分別してリサイクルを進めましょう。再生利用が容易なものとして、空き缶、空きびん、ペットボトル、紙類、金属などが挙げられます。



! 住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください



事業系廃棄物は、事業者が責任を持って処理する義務があります。住居と店舗が一体であっても、事業系廃棄物を家庭ごみとして出すことはできません。

! 事業系廃棄物を家庭ごみとして処理することは法律違反です



事業系廃棄物を家庭ごみの収集場に出すことは、廃棄物処理法に違反する行為です。違反すると廃棄物処理法第25条により以下の罰則を科せられます。

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金